

令和4年度

広島市各会計歳入歳出決算  
審査意見書

広島市監査委員



広 監 第 8 3 号  
令和 5 年 9 月 2 5 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市監査委員 古 川 智 之  
同 井 戸 陽 子  
同 山 本 昌 宏  
同 平 野 太 祐

令和 4 年度広島市各会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付された令和 4 年度広島市各会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について、広島市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見を提出する。



# 目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の着眼点	1
第 4	審査の実施内容	2
第 5	審査の結果	2
1	決算の概況（一般・特別会計）	3
(1)	決算の状況	3
(2)	歳入決算の状況	4
(3)	歳出決算の状況	5
2	一般会計	7
(1)	一般会計歳入	7
ア	決算の状況	7
イ	自主財源・依存財源の状況	7
ウ	主な歳入の状況	9
(2)	一般会計歳出	24
ア	決算の状況	24
イ	性質別歳出の状況	24
ウ	目的別歳出の状況	27
エ	主な公共施設の管理運営状況	38
3	特別会計	40
(1)	決算の状況	40
(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	42
(3)	物品調達特別会計	43
(4)	公債管理特別会計	44
(5)	広島市民球場特別会計	45
(6)	用地先行取得特別会計	46
(7)	西風新都特別会計	47
(8)	後期高齢者医療事業特別会計	48
(9)	介護保険事業特別会計	52
(10)	国民健康保険事業特別会計	56
(11)	競輪事業特別会計	60
(12)	中央卸売市場事業特別会計	62
(13)	国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	64
(14)	駐車場事業特別会計	65
(15)	開発事業特別会計	66
(16)	市立病院機構資金貸付特別会計	68
(17)	元宇品町財産区特別会計	69

(18) 高南財産区特別会計	70
(19) 三入財産区特別会計	71
(20) 小河内財産区特別会計	72
(21) 砂谷財産区特別会計	73
<b>4 財産等の状況</b>	<b>74</b>
(1) 財産	74
(2) 市債	78
(3) 債務負担行為	79
(4) 現金の保管・運用	80
<b>5 「財政運営方針」の達成状況</b>	<b>81</b>
<b>6 健全化判断比率の状況</b>	<b>83</b>
<b>7 地方財政状況調査(普通会計)における主要な数値の推移</b>	<b>84</b>
(1) 支出済額	84
(2) 性質別経費	84
(3) 義務的経費	85
(4) 普通建設事業費	85
(5) 財政力指数及び経常収支比率	86
<b>8 むすび</b>	<b>87</b>
<b>資料編</b>	<b>91</b>

(注1) 本文中及び図表中の額は、原則として、億円又は万円単位とし、単位未満の端数を切り捨てている。したがって、内訳を合計した額が合計欄の額等と一致しない場合がある。

(注2) 上記の額以外の数値は、原則として、表示単位未満の端数を四捨五入している。したがって、内訳を合計した数値が合計の数値と一致しない場合がある。また、予算比等の比率の増減については、四捨五入した比率を基に求めている。なお、該当数値がないもの又は算出不能なものは、「-」で示している。

(注3) 収納率(償還率)とは、調定額に占める収入済額の割合である。

(注4) 基金の年度残高は、年度末現在高に出納整理期間中の積立て又は取崩しを整理した現在高である。

## 第 1 審査の対象

### 1 各会計歳入歳出決算

令和 4 年度広島市一般会計歳入歳出決算

同 母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算

同 物品調達特別会計歳入歳出決算

同 公債管理特別会計歳入歳出決算

同 広島市民球場特別会計歳入歳出決算

同 用地先行取得特別会計歳入歳出決算

同 西風新都特別会計歳入歳出決算

同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算

同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

同 競輪事業特別会計歳入歳出決算

同 中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

同 国民宿舎湯来ロッジ等特別会計歳入歳出決算

同 駐車場事業特別会計歳入歳出決算

同 開発事業特別会計歳入歳出決算

同 市立病院機構資金貸付特別会計歳入歳出決算

令和 4 年度元宇品町財産区特別会計歳入歳出決算

同 高南財産区特別会計歳入歳出決算

同 三入財産区特別会計歳入歳出決算

同 小河内財産区特別会計歳入歳出決算

同 砂谷財産区特別会計歳入歳出決算

### 2 証書類その他政令で定める書類

(1) 証書類

(2) 政令で定める書類

令和 4 年度広島市各会計歳入歳出決算事項別明細書

同 各会計実質収支に関する調書

同 財産に関する調書

## 第 2 審査の期間

令和 5 年 7 月 26 日から同年 9 月 6 日まで

## 第 3 審査の着眼点

決算及び政令で定める書類がいずれも関係法令に適合し、かつ、正確であるか、予算執行は適正に行われているかという観点から審査した。

#### 第4 審査の実施内容

市長から審査に付された各会計歳入歳出決算及び政令で定める書類について、関係法令に適合して作成されているかを確認し、証書類と照合するとともに、既に実施した財務監査及び例月出納検査の結果も踏まえ、関係職員から説明を聴取するなどして審査した。

#### 第5 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、各会計歳入歳出決算及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に適合して作成されており、かつ、その計数は正確であり、予算執行は、おおむね適正であることを認めた。

歳入決算及び歳出決算の状況等並びにそれに対する意見は、次ページ以降に述べるとおりである。

なお、財務監査等の結果として報告した事項については、速やかに必要な措置を講ずるとともに、他にも同様な問題がないか点検を行うなど、全庁を挙げて再発防止等に取り組まれない。